

平成29年度 永平寺町における障害者就労施設等からの物品等の調達方針

平成29年4月1日作成

永平寺町は「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（以下「障害者優先調達推進法」という。）」第9条の規定に基づき、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針を定める。

1 調達方針の範囲

この方針の適用範囲は、永平寺町の町長部局、議会事務局、監査委員事務局、教育委員会事務局、選挙管理委員会事務局および消防とする。

2 物品等の調達目標

永平寺町が障害者就労施設等からの物品等の目標は次ぎのとおりとする。

- ・物品（啓発用品、日用品類、食品類等）500,000円

3 調達方針の推進

障害者就労施設等が提供可能な物品等の調達推進し、可能な限り、障害者就労施設等への物品等の発注に努める。

4 調達実績の公表

この調達方針に基づき本年度に調達した物品等の実績は、年度終了後にホームページ等を通じ公表する。

5 調達方針に関する担当窓口

この調達方針に関する担当窓口は、永平寺町福祉保健課とする。